

【1985年4月12日】児童手当制度の改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会

昭和60年4月12日

社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男殿

厚生大臣 増岡 博之

諮問書

児童手当制度に関し別添要綱のとおり改正を行うことについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

児童手当制度改正案要綱

第一 改正の趣旨

次代を担う児童の養育費を社会的に分担し、児童の健全育成の基本的な場である家庭基盤の強化に資するという児童手当制度の意義に照らし、第三子以降という限られた世帯を対象としている現行制度を改め、当面、支給対象児童を第二子まで拡げると同時に、手当の支給期間を短縮するなどの措置を講ずるものであること。

第二 改正の要点

1 給付に関する事項

(1) 支給対象児童の範囲

新たに第二子を支給対象とすること。

(2) 支給期間

義務教育就学時までの期間について手当を支給することとすること。

(3) 手当月額

第二子については月額2,500円、第三子以降については月額5,000円を支給することとする。

2 施行期日及び移行措置に関する事項

(1) 施行期日

この改正は、昭和 61 年 6 月 1 日から施行すること。

(2) 移行措置

旧制度から新制度への移行は、昭和 61 年 6 月から 3 年間で段階的に実施すること。

3 その他

(1) 支給対象児童の範囲、それに対応する費用負担のあり方等について、引き続き検討し、所要の改革を行うものとする。

(2) 昭和 61 年 6 月から昭和 66 年 5 月までの間、児童手当に係る所得制限については、現行水準程度とすることとし、この所得制限により児童手当を支給されない被用者又は公務員であって一定の所得未満の者に対し、児童手当と同額の給付を行い、このために要する費用は、その全額を事業主から徴収する拠出金をもって充てること。

(3) その他所要の規定を整備すること。